

県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県営特定公共賃貸住宅に入居することができない。次の各号のいずれかに該当する者と同居しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者 <u>（婚姻により成年に達したものとみなされていた者を含む。）</u>に限る。）であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、県営特定公共賃貸住宅に入居することができない。次の各号のいずれかに該当する者と同居しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住宅の明渡しを行った者と同居していた者のうち当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をした時成年であった者に限る。）であって、当該住宅の明渡しのあった日から2年を経過していないもの</p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定により成年に達したものとみなされた者及び同法附則第3条第3項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者に係るこの条例による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例の規定の適用については、なお従前の例による。